



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第80号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課） 2

【告 示】

課税地の変更

（税 務 課） 14

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第40号）

1 規則の概要

- (1) 課税地を別に指定し、又は課税地を変更したときに告示をもって通知に代えることができる場合を、納税者又は特別徴収義務者を事前に特定することが困難である場合とした。（第6条関係）
- (2) 天災その他これに類する災害により事業用資産、住宅又は家財に損害を受けた者についての個人の事業税の減免又は全額免除の対象を、当該天災その他これに類する災害により損害を受けた日の属する年度分の事業税額とすることとした。（第39条関係）
- (3) 天災その他これに類する災害により損壊した自動車についての自動車税の減免の対象を当該天災その他これに類する災害により損害を受けた日の属する年度分の自動車税額とすることとした。（第78条関係）
- (4) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第40号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「一時的に納税義務が発生し、かつ」を削る。

第11条中「第53条第45項」を「第53条第40項」に改める。

第28条第1項中「第151条第2項」の次に「（同条第7項の規定により普通徴収の方法によることとされた場合を含む。）」を加える。

第32条中「第53条第24項」を「第53条第19項」に改める。

第39条第1項中「限り、当該」の次に「天災その他これに類する災害により損害を受けた日の属する」を加え、「当該天災その他これに類する災害の日以後に納期限の到来する」を削り、同条第2項中「の日以後に納期限の到来する当該」を「により損害を受けた日の属する」に改める。

第44条第1項の表中「第73条の2第7項」を「第73条の2第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に改める。

第78条中「被害」を「損害」に改め、「当該天災その他これに類する災害の日以後に納期限の到来する」を削る。

第27号様式その8を第27号様式その9とし、第27号様式その7を第27号様式その8とし、第27号様式その6を第27号様式その7とし、第27号様式その5を第27号様式その6とし、第27号様式その4の次に次の1様式を加える。

第27号様式その5 (第28条関係)

(表)

年度 島根県 自動車税納税通知書
(地方税法第151条第7項の規定による場合)

〒 _____ 様

年 月 日 県民センター所長 印

右記の金額を納期限までに納付してください。

年 度	年 度			
所 管			年	日
徴収番号			月	
登録番号	島 根			
税 額		円		
納 期 限				

- 1 課税の根拠 地方税法第145条
地方税法第151条第7項
島根県条例第2条
- 2 納付期限までに納付しなかった場合の措置、課税に対する不服申立ての方法等及び納付場
所については、裏面を御覧ください。

(裏)

納期限までに納付しなかった場合の措置

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

地方税法第151条第7項の規定により普通徴収の方法によって自動車税を徴収する場合には、この納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額（税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。）に年14.6%（この納税通知書を発した日の翌日から納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額の延滞金（全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。）を加算して納付しなければなりません。

課税に対する不服申立ての方法等

この税金の課税（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となりま

す。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付場所

- 島根県指定金融機関
- 島根県指定代理金融機関
- 島根県収納代理金融機関
- 県民センター（県民センターの各事務所を含む。）、隠岐支庁

第28号様式その1裏面を次のように改める。

(裏)

この督促（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日を経過する日又は差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日のうち、いずれか早い日までに、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができ、審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となり、また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求が提起された日から3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができ、前記の②又は③に該当する場合は、差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日又は、処分の取消しの訴えを提起することができません。

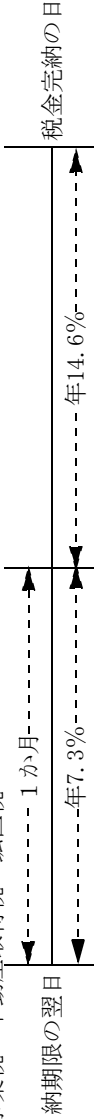
延滞金の計算方法

各々の税目により、下記の当該期間の日数に応じて計算した延滞金を納めてください。ただし、法人の事業税及び地方法人特別税は、合算により計算してください。

(注) 1 次の(1)から(4)③までの年7.3%の割合は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した場合が年7.3%の割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合になり、不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算してください。また、不足税額の全額が税額2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。

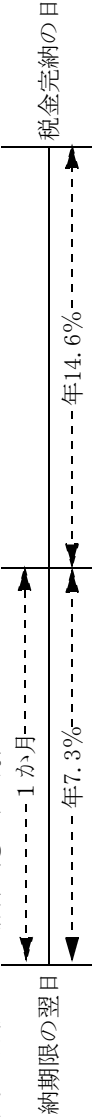
3 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

(1) 個人の事業税・不動産取得税・釧区税

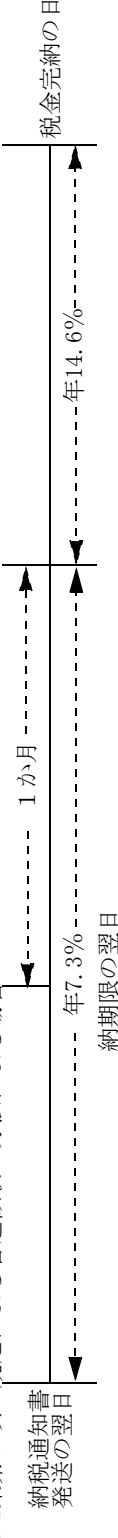


(2) 自動車税

① 普通徴収の方法による場合 (②を除く。)

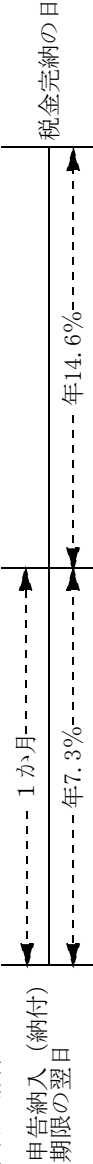


② 法第151条第7項の規定による普通徴収の方法による場合

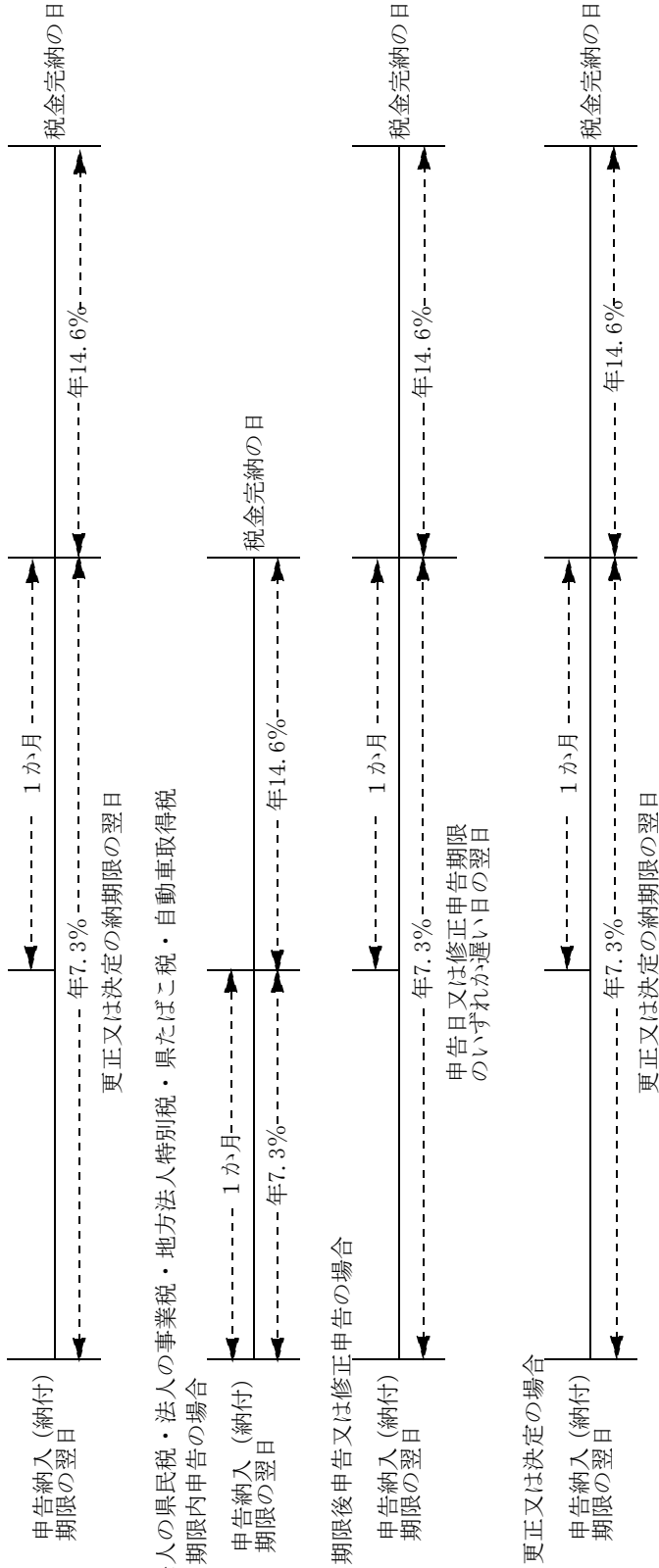


(3) 県民税(利子割・ゴルフ場利用税・軽油引取税・産業廃棄物減量税・核燃料税)

① 申告の場合



② 更正又は決定の場合



(4) 法人の県民税・法人の事業税・地方法人特別税・県たばこ税・自動車取得税

① 期限内申告の場合

申告納入(納付)期限の翌日

申告納入(納付)期限の翌日

② 期限後申告又は修正申告の場合

申告納入(納付)期限の翌日

申告納入(納付)期限の翌日

申告日又は修正申告期限のいずれか遅い日の翌日

③ 更正又は決定の場合

申告納入(納付)期限の翌日

申告納入(納付)期限の翌日

更正又は決定の納期限の翌日

④ 法人の県民税・法人の事業税・地方法人特別税の特例

ア 会計監査人の監査を受けなければならないことなどのため申告期限の延長を受けている場合には事業年度又は連結事業年度終了の日後2か月を経過した日から納期限までの期間の日数に応じて次の割合で計算した延滞金を加算してください。

事業年度又は連結事業年度終了の日後2か月を経過する日における商業手形の基準割引率が、年5.5%以下である場合は、年7.3%の割合(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合)、年5.5%を超える場合は、年12.775%の割合の範囲内で次の方式により計算した割合

$$7.3\% + \left\{ 0.73\% \times \left[\frac{\text{事業年度又は連結事業年度終了の日後2か月を経過する日における基準割引率} - 5.5\%}{0.25\%} \right] \right\}$$

イ 修正申告又は更正があつた場合において、修正申告がその本来の申告書提出期限若しくは申告日のいずれか遅い日から1年を経過した日以後に提出されるときは、当該1年を経過した日から当該修正申告書を提出した日若しくは修正申告期限のいずれか遅い日までの期間又は更正の通知をした日(法人税に係る修正申告書の提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(連結子法人の場合)については、連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けただこと)によるものは当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除してください。

ただし、詐偽その他不正の行為により税金を免れ更正があつた場合又はその税金を免れた法人が、国若しくは県の調査により更正があることを予知して修正申告書を提出した場合は、控除されません。

第30号様式を次のように改める。

第30号様式（第28条関係）

(表)

法人設立届出書 事務所等設置			
年 月 日 県民センター所長 様	本店所在地 電話番号	() -	
	(ふりがな) 法人名		
	代表者住所		
	(ふりがな) 代表者氏名	㊟	
設立（設置）年月日	年 月 日（登記年月日 年 月 日）		
資本金等の額	資本金額又は出資金額	円	
	資本積立金額又は連結 個別資本積立金額	円	
事業年度	月 日から 月 日まで		
連結事業年度	月 日から 月 日まで		
事業の種類及び主要生産（取扱）品			
島根県内の主たる事務所等の名称及び所在地	名 称		
	所 在 地		
	電話番号	() -	
その他島根県内の従たる事務所等の名称及び所在地	名 称	所 在 地	
島根県以外に事務所等（本店を含む。）を有する都道府県数			
法人税における連結納税の承認の有無	有 { 連結親法人の名称及び本店所在地 } . 無		
申告期限延長の有無	有 { 年 月 日から 事業年度又は 連結事業年度 から 月 } . 無		
関与税理士	氏 名	電話番号	() -
	住 所		
申告書送付先名称及び所在地	名 称		
	所 在 地		
一般社団法人又は一般財団法人である場合	非 営 利 型 法 人 ・ 非営利型法人以外の法人		
公益法人等である場合	収 益 事 業 を 行 う ・ 収益事業を行わない		
※参考事項 個人から法人組織とした場合に記入してください。			
個人当時の事業主名及び住所等	事業主名	住 所	
	個人事業税廃止年月日	年 月 日	
摘 要			

備考 この届出書には、定款、寄附行為、規則等及び登記事項証明書又はそれらの写しを添付してください。

(裏)

記載要領

- 1 「設立（設置）年月日」欄は、設立の場合にあっては登記簿に記載されている登記年月日を、設置の場合にあっては島根県内に事務所等を設置した年月日を記載してください。
- 2 「連結事業年度」欄は、法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 2 に規定する連結親法人の事業年度開始の日からその終了の日までの期間を記載してください。
- 3 「事業の種類及び主要生産（取扱）品」欄は、事業の種類、主要生産（取扱）品を具体的に記載してください。なお、2 以上の事業を行う場合は主たる事業を記載してください。
- 4 「島根県内の主たる事務所等の名称及び所在地」欄は、島根県外に本店の所在する法人のみが記載してください。
- 5 「その他島根県内の従たる事務所等の名称及び所在地」欄は、島根県内に本店が所在する法人にあっては本店以外に事務所等を有する場合に、島根県外に本店の所在する法人にあっては上記 4 以外に事務所等を有する場合に記載してください。
- 6 「法人税における連結納税の承認の有無」欄は、法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 4 に規定する連結法人にあっては、有に○印を付してください。なお、当該法人が同法第 2 条第 12 号の 7 の 3 に規定する連結子法人である場合には、連結親法人の名称及び本店所在地を記載してください。
- 7 「申告期限延長の有無」欄は、島根県外に本店の所在する法人が島根県内に事務所等を設置した場合において、既に地方税法第 72 条の 25 第 3 項（同法第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含む。）及び法人税法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 145 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は地方税法第 72 条の 25 第 5 項（同法第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含む。）及び法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合にあっては有に○印を付して、延長された最初の事業年度又は連結事業年度及び延長月数を記載してください。
- 8 「申告書送付先名称及び所在地」欄は、申告書の送付を本店以外の場所で受けようとする場合に記載してください。
- 9 「一般社団法人又は一般財団法人である場合」欄は、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人であるのかどうかについて該当するものに○印を付してください。
- 10 「公益法人等である場合」欄は、地方税法第 24 条第 5 項に規定する公益法人等で、収益事業を行っているのかどうかについて該当するものに○印を付してください。なお、収益事業とは、地方税法施行令第 7 条の 4 に規定する事業をいいます。

第68号様式その1表面中「氏 名 (名 称)」を「氏^ふ 名^り (名^が 称^な)」に改める。

第97号様式を次のように改める。

第97号様式（第44条関係）

(表)

不動産取得税に係る家屋附帯設備価額減額申出（還付申請）書		
年 月 日	申出申請者	
住所又は地所	氏名又は称	
県民センター所長 様	(電話) ㊟	
家屋	所在地	
	家屋番号	
	用途	
	構造	
	延床面積	平方メートル
	取得年月日	年 月 日
課税標準額	総額 ①	千円
	附帯設備の取得者の所有に属する部分の価額 ②	千円
	申出者（申請者）の所有に属する部分の価額（①－②） ③	千円
税額	総額（①×税率） ④	円
	附帯設備の取得者の所有に属する部分の税額（②×税率） ⑤	円
	申出者（申請者）の所有に属する部分の税額（④－⑤） ⑥	円
減額される額（⑤の税額）		円
既に納付した税額 ⑦ 〔徴収番号 第 号〕 納付年月日 年 月 日		円
還付（充当）される額（⑦－⑥） 〔⑦の額が⑥の額より多い場合に記載してください。〕		円
この申出（申請）の後、申出者（申請者）が納付すべき税額（⑥－⑦） 〔⑥の額が⑦の額より多い場合に記載してください。〕		円

- 備考 1 この申出（還付申請）書は、地方税法第73条の2第6項後段の規定による申出又は同条第7項の規定による還付の申請をする場合に提出してください。
- 2 裏面には、附帯設備の取得者に関する事項について、それぞれ個別に記載してください。
- 3 ②の欄の価額は、裏面の「所有に属する部分の価額」の合計額を記載してください。

(裏)

附 帯 設 備 の 取 得 者			
住所又は所在地	氏名又は名称	所有に属する部分の価額	④
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
		千円	
合 計		千円	

備考 1 この裏面は、附帯設備の取得者と協議した結果に基づき記載してください。

2 附帯設備の取得者の所有に属する部分の価額が免税点 (23万円) に満たないものについては、その価額は主体構造部の取得者の所有に属する部分の価額に含まれることになるので、この裏面に記載する必要はありません。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則第39条及び第78条の規定は、平成22年度以後の年度分の事業税及び自動車税について適用し、平成21年度分までの事業税及び自動車税については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第257号

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）第4条第2項の規定により、課税地を次のように変更したので、島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）第6条ただし書の規定により告示する。

平成23年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

課税地	島根運輸支局の所在地
管轄庁	東部県民センター
課税地を変更した税目	自動車税（地方税法（昭和25年法律第226号）第151条第7項の規定により普通徴収の方法により徴収する場合に限る。）
課税地を変更した理由	地方税法第152条第1項の規定により申告書又は報告書を提出しなかった自動車税の納税義務者に対して、普通徴収の方法によって自動車税を徴収する必要があるため。